

貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱の取扱要領

この要領は、貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱第12の規定に基づき、その取扱について必要な事項を定めるものとする。

1 第2第1号に規定する「対象自動車」とは、次の自動車をいう。ただし、消防用自動車、救急用自動車その他道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条に規定する緊急自動車を除く。

(1) 貨物の運送の用に供する普通自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車をいう。）であって、(5)に掲げる自動車以外のもの

(2) 貨物の運送の用に供する小型自動車（道路運送車両法第3条に規定する小型自動車（二輪の小型自動車を除く。）をいう。）であって、(5)に掲げる自動車以外のもの

(3) 人の運送の用に供する乗車定員30人以上の普通自動車であって、(5)に掲げる自動車以外のもの

(4) 人の運送の用に供する乗車定員11人以上30人未満の普通自動車及び小型自動車であって、(5)に掲げる自動車以外のもの

(5) 散水自動車、タンク自動車その他の特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車であって、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則（平成4年総理府令第53号）第3条に規定するもの（人の運送の用に供する乗車定員11人未満のものを除く。）

2 第2第1号中の「人の運送の用に供する乗車定員11人未満の特種自動車」とは、次の自動車をいう。

(1) 自動車検査証（車検証）の型式欄に記載されている識別記号が乗用自動車のものである特種自動車

(2) 病人や傷病者を運送するための寝台又は担架を固定するための設備若しくは身体障害者が着座した車いすを固定するための設備を有する特種自動車であって、乗車定員が11人未満のもの

3 第2第3号中の「自己の事業所その他の場所」とは、次のとおりである。

(1) 「事業所」には、自己の事業を行うための事務所、製造工場、物流センター、倉庫等の場所が該当する。

(2) 「その他の場所」には、工事現場やイベント会場のほか、一時的な作業場所等の短期間のみ事業を行う場所が該当する。

4 第2第4号中の「継続的に又は反復して」とは、次のとおりである。

(1) 「継続的に」とは、一定の期間、続けて行われる状況であること（例えば、営業日には決まって貨物の運送が行われること。）をいう。

(2) 「反復して」とは一定の期間内に、繰り返して行われる状況であること（例えば、1か月ごとに貨物の運送が行われること。）をいう。1回限りや、反復性が予見されない場合は除かれる。

5 第2第4号中の「資本金の額等」とは、「資本金の額、基金の総額、資産の総額又は出資の総額」のことであり、商業登記法（昭和38年法律第125号）又は法人登記規則（昭和39年法務省令第46号）及び関係法令の規定により商業・法人登記簿に登記している額である。

6 第2第4号中の「建物の延べ面積が1万平方メートルを超える事業所又は敷地面積が3万平方メートルを超える事業所を有するもの」の判断は、次のとおり行う。

(1) 建物の延べ面積及び敷地面積に係る要件の判断は、個々の事業所の面積について行うものとする。

(参考)

一つの事業所の中に、工場、倉庫、管理棟等の複数の建物がある場合は、工場、倉庫、管理棟等全ての建物の延べ面積の合計で判断する。

(2) 建物の延べ面積及び敷地面積は、事業所に係る部分の面積で算定するものとする。

(参考)

例えば、建物の延べ面積であれば、貸しビルに入居している場合は事業所として賃借等している部分の面積で判断し、逆に自社ビルの一部を他の者に賃貸等している場合は当該賃貸等の部分を除いた面積で判断するものとする。

(3) 建設工事の現場については、敷地面積による判断は行わず、現場事務所の延べ面積のみで判断するものとする。

7 第2第7号ア中の「重要港湾」とは、港湾法施行令（昭和26年政令第4号）別表第1に掲げる名古屋港、衣浦港及び三河港の3港をいう。

8 第2第7号イ中の「空港」とは、中部国際空港をいう。

9 第2第7号ウ中の「鉄道の貨物駅」とは、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項の鉄道事業の路線に設けられた貨物を取扱う駅をいう。

また、「上屋又は荷さばき場」とは、積卸する貨物等を一時保管し、及び方面別に仕分けする場所をいう。上屋は、荷さばき場のうち、屋根のある場所をいう。

10 第2第10号に規定する「車種規制適合車標章」とは、次のものをいう。

(1) 環境省及び国土交通省が規定する「基準適合表示交付要領」に基づくもの

(2) 国土交通大臣が「低排出ガス車認定実施要領」（平成12年運輸省告示第103号）に基づき認定した低排出ガス車、低排出重量車又は「超低PM排出ディーゼル車認定制度」に基づき認定する超低PM排出ディーゼル車に対して交付されるもの

- (3) 東京都が交付する東京都適合車標章（猶予期間にある自動車用を除く。）
- (4) 大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）第40条の16第1項に基づくもの（経過措置対象車表示用を除く。）

11 第3に規定する「エコドライブ」とは、具体的には次の項目をいう。

ふんわりアクセル『eスタート』	やさしい発進を心がける。
加減速の少ない運転	車間距離は余裕をもって、交通状況に応じた安全な定速走行に努める。
早めのアクセルオフ	エンジンブレーキを積極的に使う。
エアコンの使用を控えめに	車内を冷やし過ぎないようにする。
アイドリングストップ	無用なアイドリングをやめる。
暖機運転は適切に	エンジンをかけたらすぐ出発する。
道路交通情報の活用	出かける前に走行ルートをあらかじめ計画・準備する。渋滞や道路障害等の情報をチェックして、活用する。
タイヤの空気圧をこまめにチェック	タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備を実施する。
不要な荷物は積まずに走行	不要な荷物を積まないようにする。
駐車場所に注意	渋滞などをまねくことから、違法駐車はやめる。

12 第4に規定する「車種規制非適合車の不使用」について、災害等が発生したときは、この限りではない。

(参考)

災害が発生した時以外にも、例えば当該車両を使用して防災訓練を行う場合、当該車両の車検・法定点検を受ける場合や当該車両の修理等を行う場合は、第4の規定は適用しない。

13 第6第1項から第3項に規定する「対象自動車によらない場合を除き、車種規制非適合車を使用しないことを求める」とは、運送を委託する者や物品等の販売、貸出し又は譲渡しをする者に対し、「対象自動車により運送を行う場合は、車種規制非適合車を使用しないことを求める」ことである。

14 第6第3項中の「対策地域を発地又は着地として」とは、運行の一部分を構成する

運行区間のそれぞれにおいて、発地又は着地のいずれか（又はその両方）が対策地域に存することをいう。

「発地又は着地」とは、最初の出発地又は最終の到着地のみならず、運行の目的を達成するための出発地又は到着地をいい、車庫（入庫又は出庫）、人の乗降を行う場所及び営業拠点（運行計画等の指示を受ける等）は発地又は着地に該当する。

(参考)

次に掲げる場合は、「発地又は着地」に該当しない。

- ① 法令等の規定に基づき停車しなければならない場合
- ② 交通検問等、警察官に停止を求められた場合
- ③ 疲労回復のために一時的に休憩する場合
- ④ 生理的現象のために一時的に停車する場合（トイレ休憩、飲料の購入、食事）
ただし、食事については、旅行の行程上、あらかじめ食事をとる場所を予約している場合は、発地又は着地に含む。
- ⑤ 自動車運転者の労働時間等の改善等のための基準（平成元年労働省告示第7号）の規定により、連続運転4時間ごとの休憩をとるとき、又は営業所から遠隔の地において1日の勤務終了後に8時間の休息をとるとき

15 第6第1項から第3項に規定する「車種規制非適合車を使用しないことを求める」方法として、次のような方法が挙げられる。

- (1) 車種規制非適合車を使用しないよう契約書に記載する。
- (2) 運送事業者等に対して文書や周知用チラシ等を配布して依頼する。
- (3) 荷下ろし場などの敷地内に車種規制非適合車を使用しない旨の看板を設置する。

16 第6第4項に規定する「車種規制非適合車が使用されていないかどうかを確認する」方法として、次のような方法が挙げられる。

- (1) 対象自動車に第2第10号に規定する車種規制適合車標章が表示されているかどうかで確認する。
- (2) 自動車検査証(車検証)の備考欄に記載されている自動車 NOx・PM 法の排出基準の適否によって、確認する。
- (3) 使用する車両ごとに車種規制適合か非適合の別を記載した運送車両一覧を提出させ、確認する。

17 第8中の「周知するための措置」とは、チラシや看板等により、当該施設に対象自動車で出入りする者に対して車種規制非適合車を使用しないよう周知することである。

- 18 第9第1項中の「周知の措置」とは、チラシ等により、対象自動車を購入し、又は賃借する者に対して車種規制非適合車を使用しないよう周知することである。
- 19 第9第2項中の「周知するための措置」とは、チラシ等により、対象自動車の整備を受ける者に対して車種規制適合車標章を表示するよう周知することである。
- 20 別紙様式「措置等報告書」は、特定荷主等にあっては、事業所ごとに提出することとし、当該事業所の所在地を所管する県民事務所環境保全課（名古屋市内に事業所がある事業者は名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課、岡崎市内に事業所がある事業者は岡崎市環境部環境保全課）に提出するものとする。
特定旅行業者にあっては、事業者ごとに提出することとし、県内の本社又は主たる事業所の所在地を所管する県民事務所環境保全課（名古屋市内に事業所がある事業者は名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課、岡崎市内に事業所がある事業者は岡崎市環境部環境保全課）に提出するものとする。
- 21 この取扱要領は、平成22年9月30日から施行する。